

## 新型コロナウイルス対策

(サントメ・プリンシペ：公衆衛生に関する非常事態宣言の延長)

●サントメ・プリンシペ政府は、3月17日に出された公衆衛生に関する非常事態宣言を15日間延長すると発表しました。

サントメ・プリンシペ政府は、3月31日付大統領令をもって、同月17日に出されたサントメ・プリンシペ全土への公衆衛生に関する非常事態宣言を15日間延長すると発表しました。

延長される対策概要は以下のとおりです。

- 1 全ての外国人のサントメ国内への入国禁止。
- 2 サントメ国民及びサントメ在留外国人は、サントメ帰国時に、保健当局及び警察による同行の下、強制的に自宅隔離となる。
- 3 (各国の) 政府関係者等は、サントメ政府による招待及び出発地でのスクリーニング結果の提示を条件に入国を許可する。
- 4 サントメ空港へのチャーター便の着陸及びサントメ国内の2つの港へのクルーズ船の停泊禁止。
- 5 商用便が欠航したとしても、緊急時における生活必需品や医療製品はチャーター便によって供給される。
- 6 貨物船、漁船及びクルーズ船からの乗組員と乗客のサントメ国内の港への下船禁止。
- 7 国公立校の閉鎖
- 8 文化、レクリエーション、宗教、スポーツ、遊戯に関する集会の禁止。あらゆる種類のディスコの営業及びパーティー (fete populaire) も同様に禁止する。
- 9 首相が然るべく承認した緊急時を除き、公務員への外交及び公用旅券の発行停止。

このほか、サントメ・プリンシペでは、3月20日付同政府コミュニケのとおり、同国領空の飛行が禁止されています。(3月21日12時から15日間)

新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

### 【参考リンク】

○査証の制限についてのご案内 (外務省 HP)

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4\\_005134.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005134.html)

○外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

○サントメ・プリンシペ政府及び保健省公式フェイスブック

<https://www.facebook.com/governostp/>

<https://www.facebook.com/MSaudeSTeP/>

○厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

**【本件問い合わせ先】**

在ガボン日本国大使館 領事班（サントメ・プリンシペ兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38